

# マイクロチップの情報登録制度

はずれることのない身元証明「マイクロチップ」を装着し、必ず**情報登録**を行いましょう！

## ■ マイクロチップとは？

マイクロチップには、世界で唯一の15桁の数字(個体識別番号)が記録されており、一度装着すると、首輪や名札のようにはずれる心配の少ない身元証明になります。

この個体識別番号をあらかじめ「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトに登録しておくと、迷子になって保護されたときなどに、飼い主に連絡することができます。



直径1.2mm、長さ8mm程度の円筒形の電子標識器具です。

## ■ マイクロチップの情報登録

動物の愛護及び管理に関する法律において、犬・猫へのマイクロチップの装着は飼い主の努力義務となっています。(すでに装着されている場合を除く)

また、動物病院等で犬や猫にマイクロチップを装着したときは、**30日以内に、飼い主の氏名や住所等の情報の登録手続きを行う**ことが義務付けられていますので、忘れずに行ってください。



### 申請先

**公益社団法人日本獣医師会**(環境大臣指定登録機関)

電話番号 03-6384-5320

<申請方法> ①または②いずれかの方法で申請してください。

#### ①オンライン申請

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイト

<https://reg.mc.env.go.jp>

手数料 300円 (クレジットカード又はPayPayで支払い)



※裏面参照

#### ②書面申請

紙申請対応窓口(03-6384-5320)に連絡し申請書類を取り寄せ、

必要事項を記入し、必要書類添えて郵送

手数料 1,000円(登録料)+振込手数料

※犬の場合は、別途狂犬病予防法に基づく登録手続きが必要です。(狂犬病予防法の特例制度参加自治体を除く) 詳細は、お住いの市役所・町役場にご確認ください。

**動物病院等でマイクロチップを装着した場合**

装着後30日以内に、マイクロチップ情報の登録手続きが必要です！

①動物病院等でもらった  
**マイクロチップ装着証明書**を手元に準備

②犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト  
(<https://reg.mc.env.go.jp>)にアクセス  
※装着証明書に記載の二次元バーコードからもアクセスできます

③「犬や猫の飼い主の方」をクリック



犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト トップページ

④「マイクロチップ情報の登録」をクリック



⑤「マイクロチップの識別番号」を入力

⑥「マイクロチップ装着証明書」の欄に、マイクロチップ装着証明書ファイルを添付する

⑦「飼い主情報の入力へ」をクリック

#### ⑧画面の指示に従って入力を進める

※住所や電話番号等を変更したときには、変更手続きが必要です。

登録の際に発行される登録証明書は変更手続きにも必要となりますので、大切に保管してください。

様式第 22(第 21 条の 5 第 2 項規定)

年 月 日

マイクロチップ登録者証明書

動物の安置及び管理に関する法律第 39 条の規定に基づき、下記のとおり前項の内容が登録者証明書と見认为る。

1	マイクロチップ登録番号	マイクロチップは付属のバーコードカードに記載してある
2	大又は他の名	<b>識別番号</b>
3	大又は他の別	口大
4	大又は他の品種	
5	大又は他の毛色	
6	大又は他の性別	雄 (メス) 女 (メス)
7	大又は他の特徴	口鼻 (口鼻) 口鼻 (口鼻)
8	大又は他の品種の 特徴となるべき事項	
9	マイクロチップ 大又	無 無
10	マイクロチップを登録した設 表及び所長官、設置場所に記載して おられた印鑑(施行規則第 1 項第 1 項第 5 項第 6 項第 7 項第 8 項)	
11	マイクロチップが放置された方法 の空缺番号	

マイクロチップを登録した施設の代表

マイクロチップの登録元

大又と同のマイクロチップ情報登録  
専用大又専用登録機  
公益社団法人日本獣医師会

<http://www.vet-pp.jp>

二次元  
バーコード